

# 駒澤大学の取組例（令和4年度）

## 不正防止対策強化の3本柱

①ガバナンス強化 ②意識改革 ③不正防止システムの強化

（①～③で最も関連性が高いと考えられる番号に整理し記載）

※各機関の取組例は、その機関の規模や特性などによって異なるため、全ての機関の参考・適用できるものではありません。あくまでも参考としてご覧いただくことを目的に掲載しています。

- 学術研究推進部長（コンプライアンス推進責任者）の下、研究費執行に係るマニュアルの一本化など、研究者の負担軽減につながる制度改善を積極的に推進 ③
- 監事意見「立替払いを減らす」を踏まえ、WEB調達システムの導入、予算残額の把握による早期執行の促進 ③
- 研究補助に係る学生アルバイト、非常勤雇用者の採用に際して、事務部門が面接に立ち会い、コンプライアンス研修およびルールの周知を実施 ②

## 参考資料

- ・ [駒澤大学ホームページ](#)
- ・ [公的研究費の使用に関する誓約書](#)
- ・ [研究活動の公正性の確保及び適正研究費の使用について（理解度調査）](#)
- ・ [令和4年度コンプライアンス研修会の資料](#)
- ・ [令和4年度不正防止計画に伴う不正防止対策実施計画書](#)

〈研究者用〉

## 公的研究費の使用に関する誓約書（2022年度）

駒澤大学長 殿

私は、公的研究費による課題の遂行にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 公的研究費配分機関のルール、駒澤大学のルール、当該研究費に係る規則等を遵守いたします。
2. 配分された公的研究費は、適正かつ効率的に使用するとともに、不正使用は行いません。
3. 遵守すべき規則等に違反し不正行為を行った場合は、配分機関や駒澤大学の処分（研究費使用停止、懲戒処分等）及び法的な責任（刑事告発等）を負担いたします。

研究費制度名

科学研究費助成事業及びその他外部資金（2022年度分）

年 月 日

学部等名

氏名（自署）

研究活動の公正性の確保及び適正研究費の使用について (理解度調査)

駒澤大学 最高管理責任者

学長 各務 洋子

「駒澤大学公的研究費の適正な管理・運営に関する規程」に基づき開催する、コンプライアンス研修会の理解度調査のため、下記質問にご回答をお願いいたします。

問題①～③については、研究費の使い方として正しいものに○、不適切なものに✕をチェックしてください。問題④・⑤については、研究活動における不正行為についての文章を読み、正しいものには○を、正しくないものには✕をチェックしてください。

記

問題① 同一日程の旅費を二つの研究機関より二重で受給してしまったが、重複した分を別の研究目的で使用する事とし、返還しなかった。

回答 [ ]

問題② 研究上必要な出張であったため、採択された科研費の研究課題とは関連のない出張であったが科研費で支出した。

回答 [ ]

問題③ コロナの影響で研究計画が変更になり、多額の未使用金が発生したが、科研費を返還すると今後の審査に影響がありそうなので、「科研費採択期間終了後に必要となる予定の物品」の購入に充て使い切った。

回答 [ ]

問題④ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において「改ざん」とは、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること。」と定義されている。

回答 [ ]

問題⑤ 一緒にデータ分析をおこなっていた研究者が退職したため、論文を単独で発表した。これは不適切なオーサiershipに該当する。

回答 [ ]

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

# 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に係るコンプライアンス教育

---

2022年度

駒澤大学 コンプライアンス研修

# はじめに

本学でも毎年多くの研究者が公的研究費を財源とした研究活動に取り組み、本学の研究活動の推進および間接経費による研究機関としての機能向上にご協力いただき、誠に感謝申し上げます。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、平成19年2月に文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されました。

その後、平成26年2月、令和3年2月にガイドラインは改正されておりますが、依然として研究費の不正使用が発生している状況により、不正防止対策を強化するとともに、より実効的な取組を各研究機関において実施することが求められています。

公募型の研究資金を配分されている研究機関においては、このガイドラインを遵守する必要があり、本学においても、公的研究費による研究活動を実施する機関として、ガイドラインに基づき、不正防止のための体制整備を行い、不正防止対策に取り組んでいます。

本コンプライアンス研修は、本学の研究活動において研究費不正を発生させないために、研究者一人一人の意識を高めさせていただくとともに、改めて研究費使用のルールや不正発生要因について再確認いただくことを目的として、毎年実施しております。

研究者または関連する事務部門のみなさまには、公的資金を財源としていることを改めてご認識いただき、適正な研究費執行に努めていただきますようお願いいたします。

コンプライアンス教育推進責任者

学術研究推進部長 松信 ひろみ

# 【コンプライアンス教育の必要性】



## 『コンプライアンス教育』の定義

不正を事前に防止するために、機関が競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、自身を取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させることを目的として実施する教育

## 経緯

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(以下、ガイドラインという)が平成19年に策定された。不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となったことを受け、平成26年2月にガイドラインを改正。

各機関においてガイドラインに基づく管理・監査体制の整備が進んだことにより、取引業者等を介した不正事案は顕著に減少したが、謝金・給与や旅費等に係る不正事案は増加傾向にあるなど、研究費不正は依然として様々な形で発生しており、研究者一人一人の意識向上および不正をさせない組織風土の形成が求められている。

令和3年2月に改正された現行のガイドラインでは、コンプライアンス教育の受講状況や理解度の把握、誓約書の提出を求めることが明記されている。

# 【研究活動上の不正について】

種類	研究活動における不正行為	研究活動における研究費不正
対象	競争的資金・私学助成等による措置・配分により所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関	競争的資金を中心とした公募型の研究資金
定義	得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用。	故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。
不正の種類	このほか、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。	目的外使用、カラ出張、カラ謝金、水増し請求、架空発注、預け金、プール金、私的利用、換金、書類の書換え（差換え、品替え、品転）、期ずれ等
対応するガイドライン	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準） ※左記の共通事項も含む
不正発生報告	配分機関および文部科学省へ必要	配分機関および文部科学省へ必要

# 【研究活動上の不正の種類】



捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること

二重投稿：既発表の論文又は他の学術雑誌に投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為

不適切なオーサiership:

研究論文の著者リストにおいて、論文著作者が適正に公表されない行為

研究費の不正使用:

目的外使用、カラ出張、カラ謝金、水増し請求、架空発注、預け金、プール金、私的利用、換金、書類の書換え(差換え、品替え、品転)、期ずれ等



# 【研究費制度の概要】

ガイドラインの対象となる制度は文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人から配分される競争的研究費を中心とした公募型研究資金です。

## 研究費の種類

自己資金	運営費交付金等	
外部資金	国及び独立行政法人等から配分される研究資金	補助金 委託費等
	民間企業等からの研究資金	受託研究費 共同研究費 寄附金等

文部科学省及び文部科学省の所管する独立行政法人

## ガイドライン対象制度

競争的研究費制度	科学研究費助成事業 戦略的創造研究推進事業 研究成果展開事業 国際科学技術共同研究推進事業 など
公募型資金制度	先端研究基盤共用促進事業 世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI) 科学技術人材育成費補助金 など

### 対象制度一覧

文部科学省  
 ガイドライン対象制度

検索

## 【不正発生のメカニズム】

米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

### 不正を働いた「動機」

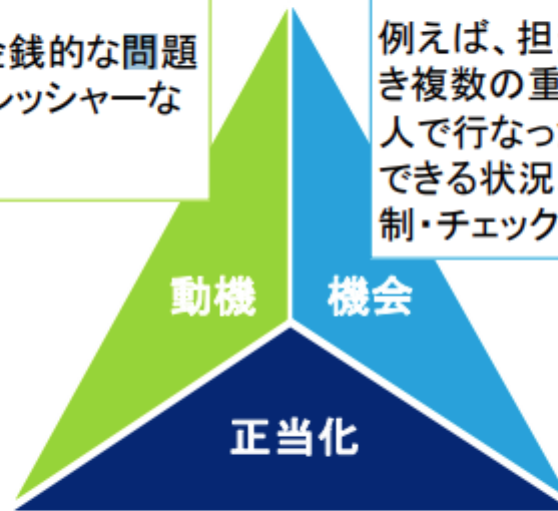
「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

### 不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



### 自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

# 【不正使用の種別】

【出典】文部科学省  
研究機関における公的研究費の管理・監査の  
ガイドラインについて（研究者向け）より抜粋

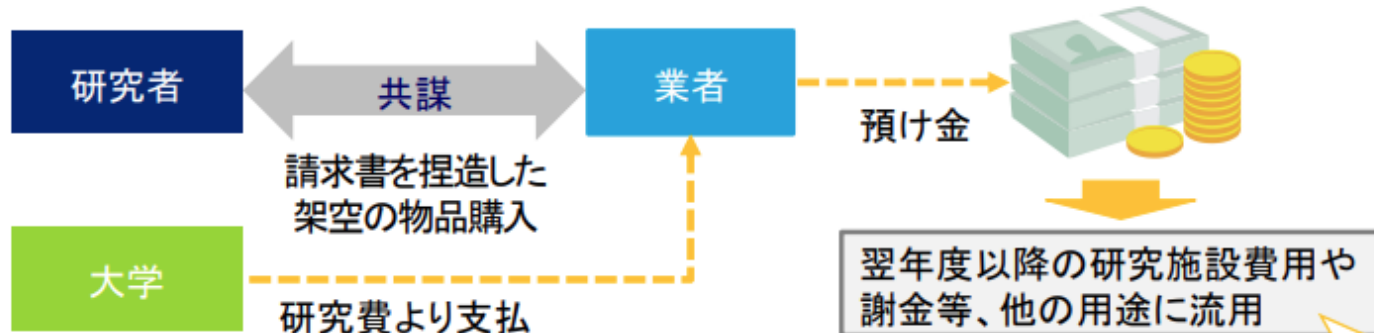
不正使用	具体的事例	不正使用	具体的事例
預け金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納入業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた経費を業者に管理させ、他の物品等の納品、支払いに充てる。</li> <li>・業者による納品物の持ち帰り等により検収をすり抜けて、その資金を預け金とする。</li> </ul>	カラ謝金（給与）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態として研究補助者を雇用していないにも関わらず、謝金や給与を支出し、研究補助者から当該謝金や給与を返還させる。</li> <li>・研究補助者に実態より多い労働時間を出勤簿に記入させ、それと実態の差額を研究補助者から返還させる。</li> </ul>
プール金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空の備品等の発注を行い、支払われた研究資金を納入業者から研究者に還元させ、そのお金を研究室、個人などで管理し、他の目的に流用する。</li> <li>・カラ出張やカラ謝金（給与）により捻出する。</li> </ul>	私的利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究目的に関係がない物品等を購入し、私的に利用する。研究目的に沿っているが研究に使用せず、私的に利用する場合も含まれる。</li> </ul>
		換金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・換金性の高い電子機器等を購入し、売却して現金化する。</li> <li>・物品確認の際、他の物品等で代用して発覚を逃れる。</li> </ul>
カラ出張	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張がない、出張をキャンセルしたにもかかわらず、出張申告、報告書を提出して旅費を受領する。</li> <li>・日程が短くなったが、変更手続きをせず、当初計画どおりとして、報告書を提出して旅費の差額を受領する。</li> <li>・事務手続きの窓口が異なる複数の予算で、同じ日程の出張手続きを行い、重複受給を行う。</li> <li>・正規の航空料金で購入して、その請求書で手続きを行い、一方で、航空券をキャンセルし、格安な航空券を購入して、差額を受給する。</li> </ul>	書類の書換え（差換え、品替え、品転）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる。または、虚偽の検収を行って、支払いさせる。</li> <li>・正規な書類の内容を偽造する。</li> </ul>
		期ずれ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納品日を故意に偽った納品書を業者に作成させ、研究費から支払い手続きを行う（昨年度に発注、納品させていたが、今年度に手続きしたことにする。来年度に手続きをするとして、今年度に納品だけさせる、等）。</li> </ul>



# 【不正使用事例紹介①架空発注と預け金による不正】

【出典】文部科学省 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)より抜粋

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。  
適切な発注・検収を行うことで、不正使用を発見・防止できます。



## 不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、**研究費を自由に使用したかった**(動機)
- 発注から検収までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

私的流用の有無に関わらず、不正使用に該当します！

## 対応策

- 事務部門及び検収センターなどにおいて発注～納品検収を行う。
- 納品物品の確認(納品書と納品物品の現物照合等)を徹底する。
- 繰越制度の周知、コンプライアンス教育の実施

その他の(例)

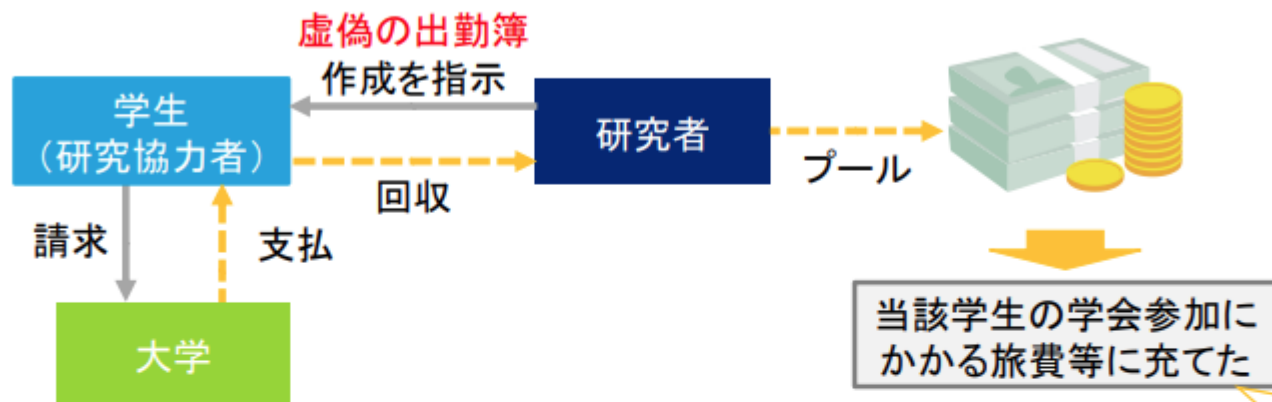
- 検収センターなどにおける納品物品へのマーキング
- 資産管理対象物品のシリアル番号による管理

### 重要なポイント

**繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。**

# 【不正使用事例紹介②架空人件費（謝金）による不正】

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



## 不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、**研究費を自由に使用したかった**（動機）
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

私的流用の有無に関わらず、不正使用に該当します！

## 対応策

- 業務実施者に対する業務内容・期間・単価等の説明を事務部門から行う
- 抜き打ち調査による勤務実態の確認
- 出勤簿を事務室内に設置することにより事務職員の牽制又は勤怠管理システムの導入
- 学生（研究協力者）に対するコンプライアンス教育の実施



# 【不正使用事例紹介③架空旅費交通費による不正】

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり、不正使用に該当します。



格安航空券や無料特典の航空券で出張

## 不正発生の要因分析

- 研究費を私的**目的で使用した**かった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかの**チェック体制の不備**(機会)
- 規則に対する**遵守意識および公的資金であるという認識の欠如**(正当化)

## 対応策

- 出張報告書による**旅行完了の証明**(宿泊先や打合せ相手の記入)
- 証拠書類による**旅行実態の証明**(学会の参加費領収書・会議開催通知等)
- 支払い時の確認(航空機利用:搭乗券の**運賃種別コード**のチェック)
- 宿泊先や相手先への**抜き打ち確認**

JAPAN AIRLINES	
運賃種別コード一覧 <a href="#">Q&amp;A</a>	
運賃種別コードとは、ご搭乗券の右下に記載の英数字番号(7桁)のうち、4-6桁目を指します。 例: YHACWZO	
運賃名称	運賃種別コード
大人普通運賃	OWZ
往復割引	RTZ
特便割引1タイプA	F1A
特便割引1タイプB	F1B
特便割引1タイプC	F1C
先得割引タイプA	S2B
先得割引タイプB	S4S
スーパー先得	S5S
ウルトラ先得	S7S
JALビジネスきっぷ	BKZ

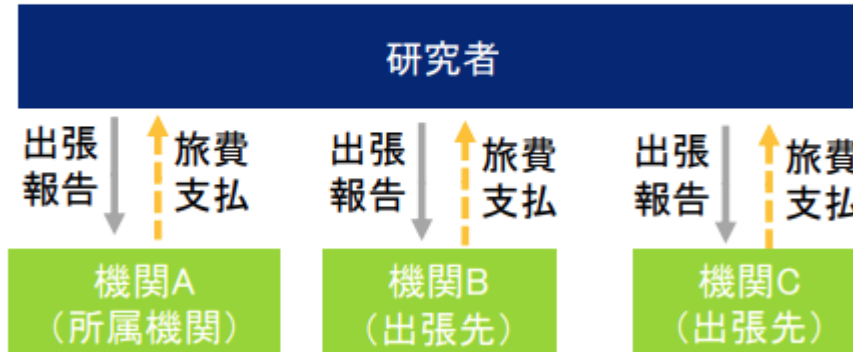


○本学では出張時には学部長を経由する事前申請・事後報告書のステップを設け、実費の確認できる証憑書類や航空券の半券、学会参加証明、ネームプレートなど、現地に行ったことが確認できる書類の提出を求めています。

# 【不正使用事例紹介④旅費交通費の重複受給による不正】

同じ出張行程において、所属機関及び出張先の複数の研究機関から旅費を受給。

➔ 所属機関異動後に事務局が重複請求を発見・通報



その他、

- 学生を出張させた際に複数の機関から旅費を受給させ、自身へ還流させる
- 実際とは異なる行程の旅費を請求等の不正を行っていたことが発覚

## 不正発生要因分析

- 高い評価を受けるためには**研究費を年度内に執行しなければならない**との考え(動機)
- 旅費の支払いに当たり、**他の機関から旅費が支給されているかどうかの事実確認**までは行われていなかった(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

## 対応策

- 出張申請時に先方負担の有無を確認
- 年度内に研究費を執行できなくても、返還や期間の延長が可能であり、今後の採択にも影響しないことを周知
- 内部監査において、宿泊先や打合せ相手先への実態確認、重複受給

24

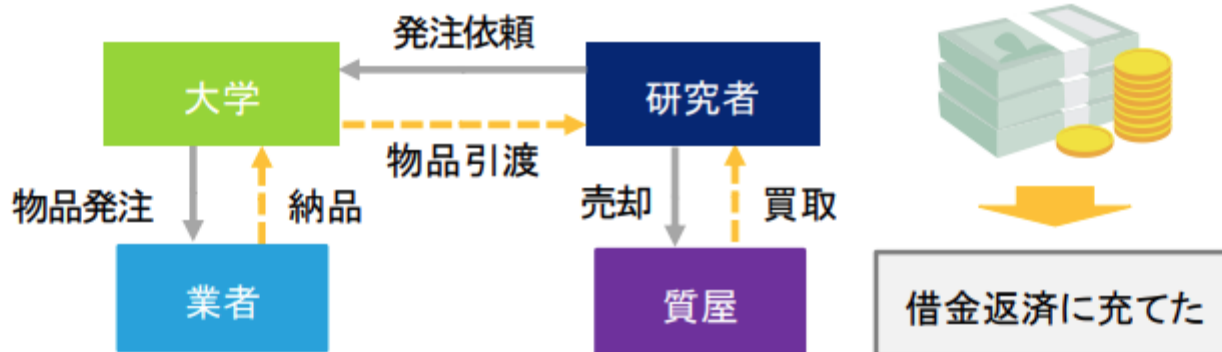


○本学では他予算との旅費の二重申請チェックを行っています。他機関から出張費や交通費等が支給される場合には必ずお知らせください。



# 【不正使用事例紹介⑤購入した物品を換金】

換金性の高い物品（デジタルカメラ、ビデオカメラ、パソコン、プリンター、HDD）を換金。  
→大学の資産を勝手に売却。



## 不正発生の要因分析

- 借金返済に困っていた（動機）
- 換金性の高い物品に対するチェック体制の不備（機会）
- 公的資金であるという認識の欠如（正当化）

## 対応策

- 固定資産だけでなく、換金性の高い物品に対しても定期的に事務方が現物確認を行う
- 事務職員が研究室へ出向くことで牽制（用事は何でもOK）
- 研究室に所属する学生、院生、秘書等との円滑なコミュニケーションによる牽制
- シリアルナンバー記録による牽制（全件行わなくてもよい）



# 【その他不正使用事例】



## 文科省 不正使用事案

令和3年度 7大学において不正使用事案が公表されています。

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種類	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202101	久留米大学	平成25年度～令和元年度	目的外使用、カラ出張	7,010,459円	3人	令和3年5月25日	<a href="#">久留米大学における公的研究費の不正使用について(PDF:124KB)</a>
202102	大分大学	平成27、29、30年度	旅費の架空請求及び過大請求	241,760円	1人	令和3年7月29日	<a href="#">大分大学における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB)</a>
202103	岩手大学	平成25年度～平成30年度、令和2年度	カラ謝金、カラ出張、旅費の水増し請求	1,686,792円	1人	令和3年9月21日	<a href="#">岩手大学における公的研究費の不正使用について(PDF:97KB)</a>
202104	関西医科大学	平成26年度～令和元年度	目的外使用	4,531,675円	4人	令和3年7月12日	<a href="#">関西医科大学における公的研究費の不正使用について(PDF:158KB)</a>
202105	山形大学	令和元年度～令和2年度	目的外使用	19,793,833円	2人	令和3年12月28日	<a href="#">山形大学における公的研究費の不正使用について(PDF:188KB)</a>
202106	神奈川大学	令和2年度	カラ雇用 目的外使用	385,310円	1名	令和3年11月16日	<a href="#">神奈川大学における公的研究費の不正使用について(PDF:175KB)</a>
202107	茨城県立医療大学	令和2年度	目的外使用	1,525,727円	1名 ※不正に関与したのは元事務局職員である。	令和4年3月9日	<a href="#">茨城県立医療大学における公的研究費の不正使用について(PDF:165KB)</a>

### 研究機関における不正使用事案について



### 研究機関における参加資格制限等の措置状況について

## 【本学における不正を防止するための体制としての取組】

本学においては、「学校法人駒澤大学行動規範」のほか、研究活動における基本方針を以下の通り策定しています。

[○駒澤大学研究活動の基本方針](#)

[○駒澤大学研究活動における行動規範](#)

また、公的研究費における不正防止計画および不正防止計画に基づく不正防止対策実施計画書を策定し、学術研究推進部を不正防止対策推進部署と定め、不正防止対策の実施に取り組んでいます。

[○駒澤大学公的研究費不正防止計画](#)

[○駒澤大学の公的研究費における適正な管理・運営に関する責任体系図](#)

## 【令和3年度不正防止対策の報告】

### ●令和2年度科研費の使用状況等について内部監査を実施

- ①通常監査：科研費採択研究課題63件の概ね10%を対象として6名の書面監査
- ②特別監査：通常監査の対象課題の30%を対象として2名の物品現物確認・ヒアリング
- ③公的研究費等の管理体制：関連規程・業務手順書の確認、研究推進系のヒアリング

### ●不正防止駒澤大学公的研究費不正防止に関するニュースレターの配信

- 研究者のみなさまへ ～責任ある研究活動を目指して～（青色パンフレット）
- 研究者のみなさまへ ～公的研究費の適正な執行について～（緑色パンフレット）の配付 等

## 【令和4年度不正防止対策の取組予定】

- ・令和3年度科研費使用状況の内部監査
- ・不正防止駒澤大学公的研究費不正防止に関するニュースレターの配信
- ・ポスターの掲示 等

※ご協力をお願いいたします。

## 【不正を起こさないために】

- 国民の貴重な税金を原資とする研究費は、研究者が自由に使用できるものではなく、ルールに従って使用することが必要です。
- 研究費が適正に使用されるためのルールは、競争的研究費等を配分している機関や、研究機関において、各々定められています。
- 配分機関の定めるルールや研究機関が定めるルールを理解し、それを守ることで、研究費不正を防ぐことができます。

- 配分機関や研究機関の定めるルールを理解し、手続きを進めることが重要
- 所属機関が開催する説明会等への参加や、最新のマニュアル等を確認し理解を深めることが必要
- 少しでもルールやマニュアル等の内容が不明な場合は、所属機関のルール相談担当窓口へ連絡、相談、確認したうえで、手続きを行う

### 研究費不正となる例

- ルールを理解せず、誤った解釈で手続きを行う
- 研究室の慣習ルールで手続きを行う
- 当初と変更となったが面倒なので手続きを行っていない

など

## 研究費不正を行っていることを見つけたときは

- 研究費不正を行っていることを見つけたときは、所属機関が定める告発窓口に連絡する。
- 研究費不正であるか否か不明なときも、告発窓口へ連絡、相談する。
- 研究費不正を行うよう話を受けた場合、話しを聞いた場合も、告発窓口へ連絡する。

## (参考) 競争的研究費制度の改善

### 繰越制度

- 「基金分」については理由を限定せず翌年度使用が可能です。
- 「基金分」以外についても研究者は「繰越を必要とする理由書」のA4版・一枚を作成するのみの簡便な手続で翌年度使用が可能です。
- 未使用額の調整金による翌年度使用です。

#### 繰越事由一覧や記入事例等

日本学術振興会 繰越申請に当たっての留意事項

検索

正当な理由があり、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はありません！

### 競争的研究費等の合算使用

- 一定の競争的研究費制度については、原則として複数制度の研究費の合算による共用設備の購入が可能です。
- また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能です。

#### 合算による共有設備の購入可能な制度の一覧等、合算使用の詳細について

文部科学省 研究費の合算使用

検索



## 【不正に関する告発等を受け付けた場合の対応と影響】

**不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。**

### 不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで

- 30日以内に調査要否を判断し、配分機関に報告
- 調査が必要と判断された場合の調査委員会の設置と調査の実施
- 必要に応じて研究費一時停止措置
- 210日以内の最終報告書の提出

合理的な理由無く遅延した場合...

- 当該競争的研究費等にかかる間接経費措置額の削減
- 当該研究者が関わる競争的研究費等について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等の措置

### 不正発覚時の信用失墜について

- 国民の貴重な税金を原資とする研究費の不正使用は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることとなります。
- 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
- 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。

## 【文部科学省によるモニタリング等及び不備がある機関に対する措置】

ガイドラインでは、文部科学省が機関に対してモニタリングすることとしています。その結果発見された体制整備等の不備に対する改善が見られないと判断された場合には、間接経費措置額の削減や競争的研究費等の配分停止等の措置が講じられます。

### ■ 文部科学省によるモニタリング

- ①履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
- ②機動調査(緊急・臨時の案件に機動的に対応)
- ③フォローアップ調査(改善状況調査)
- ④特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)

①、②の調査の結果、体制整備等の状況について不備があると判断

### ■ 管理条件の付与

- 履行期限を1年としフォローアップ調査対象
- 管理条件の履行が認められない場合、当該機関に対する競争的研究費等における間接経費措置額の段階的な削減(上限15%)→配分の停止と段階的な措置を行う

- 不正が認定された競争的研究費等においては交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還を求める。

## 【機関、配分機関による競争的資金制度における不正に対する措置】

研究者に対する措置としては、**機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限**があります。

### 機関による措置

- 機関内部の人事処分として、就業規則等に基づく、懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、又は訓告・嚴重注意等の措置。
- 法律上の措置として、民事または刑事告訴(所属機関の諸規程によります)。
- 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表。

### 配分機関による措置

- 事案に応じて、機関・研究者に対し交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還。
- 不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的研究費等への申請及び参加資格の制限。

### 「競争的資金の適正な執行に関する指針」(令和3年12月改正)

- ・ 私的流用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化
  - ▶ 10年
- ・ 私的流用以外の不正使用を行った者に対する申請及び参加資格制限の厳罰化・適正化
  - ▶ 1~5年
  - (不正使用の行為内容に応じて判断)
- ・ 善管注意義務違反に対する申請及び参加資格制限の新設
  - ▶ 改正後 最大2年



# 研究不正に係る調査について

---

通報窓口・告発窓口 …… 学術研究推進部長

学術研究推進部長は速やかに学長（最高管理責任者・研究倫理教育責任者）に報告し、調査が必要であると学長が判断した場合は、各種調査委員会を設置する。

専用メールアドレス

[nofusei@komazawa-u.ac.jp](mailto:nofusei@komazawa-u.ac.jp)

[駒澤大学サイトホーム](#) > [大学概要](#) > [各種方針等](#) > [駒澤大学研究活動の基本方針](#)

## 【科研費のルールについて】

科研費は、「**研究費執行の手引き**」に則って執行してください。

科研費は、補助金に該当する種目と基金に該当する種目でルールが異なります。

### ●補助金（基盤研究A、基盤研究B 等）

- ・ 研究期間が複数年度にわたっていても、年度ごとに当該年度分の研究費についてのみ交付申請を行う
- ・ 当該年度内の執行が原則（当該年度の領収書以外は受付不可）
- ・ やむを得ない事由により、未使用額を翌年度に繰り越す場合は手続きが必要

### ●基金（基盤研究C、若手研究、国際共同 等）

- ・ 初年度に、研究期間全体（複数年度）の研究費について交付申請を行う
- ・ 研究者は会計年度にとらわれずに研究を進めることができる
- ・ 研究期間内であれば、年度をまたぐ執行が可能
- ・ 未使用分の研究費については、事前の手續なく次年度に繰越可能

獲得した科研費がどちらに該当するか確認のうえ、執行してください。

また、科研費は**採択された研究課題に関連した経費**しか支出できませんのでご注意ください。

## 【科研費の執行について】

今年度よりDr.Budgetに執行率が表示されるように仕様が変更されました。

支出予算額	支出執行額	支出予算残	執行率
640,000	335,961	304,039	52.5%
640,000	335,961	304,039	52.5%
640,000	335,961	304,039	52.5%

公的研究費内部監査において、  
科研費最終年度や年度末における発注の偏りについて指摘されております。  
年度末に過度に支出が集中することのないよう、計画的な執行をお願いします。  
なお、未使用の科研費を返還しても、その後の審査や交付に影響することはありません。

### <研究最終年度における申請締切>

	最終締日(予定)	備考
税込5万円以上の物品	2022年9月30日(金)	
上記以外の申請	2023年2月24日(金)	補助金は単年度会計となるため、次年度に継続する課題であってもこの日までに申請をお願いいたします。

# 【科研費に関する問い合わせ先】

科研費のルールや執行に関することでご不明な点等がありましたら、  
下記までお問合せください。

学術研究推進部 学術研究課 研究推進係（第一研究館2階事務室内）

電話：03-3418-9125

メール：[ken-suishin@komazawa-u.ac.jp](mailto:ken-suishin@komazawa-u.ac.jp)



# 令和4年度不正防止計画に伴う不正防止対策実施計画書

【不正防止計画推進部署】  
学術研究推進部研究推進係

令和4年度不正防止計画に対応するための取り組みに関し、以下のとおり実施します。

実施予定月	実施内容	備考
4月		
5月	内部監査結果に基づく不正発生要因の検証と対応 不正防止計画の策定 コンプライアンス研修会資料の見直し・作成	
6月	不正防止計画、実施計画に関する監事、内部監査部門との意見交換 コンプライアンス研修会の実施 駒澤大学公的研究費不正防止に関するニュースレター(2022年度第1号) 配信 (※ ①)	第1回公的研究費委員会
7月	不正防止計画の周知 (教学運営会議、執行理事会議) 研究費執行状況のモニタリング 執行率30%未満の研究者へメール配信 令和3年度科研費内部監査の実施	
8月		
9月	駒澤大学公的研究費不正防止に関するニュースレター(2022年度第2号) 配信	
10月	内部監査における特別監査 内部監査室による学術研究推進部ヒアリング	
11月	不正防止対策実施状況の中間報告	
12月	研究費執行状況モニタリング	第2回公的研究費委員会
1月	令和3年度科研費内部監査結果報告 執行率70%未満の研究者へメール配信	
2月	内部監査結果による不正発生要因の分析と不正防止計画への反映 監事との意見交換 駒澤大学公的研究費不正防止に関するニュースレター(2022年度第3号) 配信	
3月	不正防止対策実施状況の期末報告	

※①駒澤大学公的研究費不正防止に関するニュースレター

対象者：公的研究費の管理・運営に関わる構成員

- 科研費等の採択者
- コンプライアンス推進副責任者
- 管理に関わる事務部門の担当者・派遣社員・業務委託スタッフ等

記事内容：不正防止のための啓発活動に関すること／不正使用事案（文部科学省発表等）の共有  
科研費等公的研究費採択者に必要なお知らせ／コンプライアンス教育に関すること  
間接経費の使用状況等の共有／内部監査の状況・結果等の報告